

財 関 第 1 3 9 号
令和4年3月10日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 阪 田 渉

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴う
クロスボウの輸入時の取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、警察庁生活安全局長から依頼があったことから、令和4年3月15日以降はこれにより実施することとなるので了知の上、関係職員及び関係者へ周知願いたい。

警察庁丙保発第4号
令和4年3月8日

財務省関税局長 殿

警察庁生活安全局長

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律の施行に伴うクロスボウの輸入時の取扱いについて（依頼）

平素より警察行政への御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

クロスボウの所持を原則禁止とし、許可制を導入することなどを内容とする銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和3年法律第69号。以下「改正法」という。）が令和4年3月15日から施行されます。

つきましては、改正法の施行日以降におけるクロスボウの通関時の取扱いについて、下記のとおり、特段の御配慮をお願いします。

記

1 規制の対象となるクロスボウ

改正法により規制の対象となるクロスボウは、「引いた弦を固定し、これを解放することによつて矢を発射する機構を有する弓のうち、内閣府令で定めるところにより測定した矢の運動エネルギーの値が、人の生命に危険を及ぼし得るものとして内閣府令で定める値以上となるもの」（改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項）である。

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第4号）による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「府令」という。）第3条の2において、クロスボウが発射する矢の運動エネルギーの値の測定方法について、矢の速さ及び質量の測定値に基づき算出することとし、府令第3条の3において、規制の対象となるクロスボウの威力の下限值である矢の運動エネルギーの値について、6.0ジュールとしている。

2 税関への確認依頼事項

(1) クロスボウ所持許可証等の確認

本邦に上陸しようとする者（以下「入国者」という。）がクロスボウを所持している場合又はその他の方法によりクロスボウが輸入される場合は、通関の際、入国者又は当該クロスボウを輸入しようとする者（以下「入国者等」という。）から当該クロスボウに係る所持許可証（府令別記様式第29号の2、第30号の2、第32号の2）、都道府県公安委員会においてクロスボウ販売事業者の届出を受理した旨を記載した銃砲刀剣類製造等届出書（府令別記様式第1号）、人命救助等に従事する者届出済証明書（府令別記様式第3号）又は使用人届出済証明書（府令別記様式第5号）の提示を受けることなどにより、提示された所持許可証に記載された所持許可者の氏名、クロスボウの型式、特徴等から、当該入国者等が法

第3条第1項第2号の2、第3号又は、第14号に該当し、国内で適法に当該クロスボウを所持することができるものであることを確認すること。

(2) 法第25条に係る警察への通報

入国者がクロスボウを所持している場合は、法第25条第1項ただし書に該当する場合を除き、上陸地を管轄する都道府県警察に通報すること。

(3) その他

上記のほか、本邦に輸入されるクロスボウについては、「本邦に輸入される銃砲又は刀剣類等の取扱いについて」（昭和33年3月28日蔵関第403号）に準じて取り扱うこととされたい。

3 通関の際に疑義が生じた場合の取扱い

通関の際にクロスボウの該当性の判断等に疑義が生じた場合は、その都度、管轄の都道府県警察へ通関担当者から照会し、又は入国者等から照会させること。